

國學院大學で研究活動を行う皆さんへ

「研究倫理」について

本学において研究活動を行うときは研究倫理を守らなければなりません。研究における不正は、いかなる理由によっても認められません。もし不正を行えば、研究者自身のみならず、國學院大學の信頼をも揺るがすこととなります。

國學院大學研究活動に関する行動規範

平成 27 年 2 月 18 日

(宣言)

國學院大學(以下「本学」という。)は、建学の精神と本学の名誉を重んじ、日本の伝統・文化の継承と創造的発展をはかるとともに、大学の使命の1つである研究に積極的に取り組み、研究活動の活性化を図ることにより研究の進展に寄与し、その成果を社会に還元することを推進する。

(目的)

本行動規範は、上記の宣言のもと、研究に関わる全ての者が研究活動を適切に行うことを目的として定めるものである。

I 研究者の責務

(研究者の基本的責務)

- (1) 研究者は、研鑽に努め、科学的な探究に最善を尽くす。
- (2) 研究者は、研究が社会からの信頼と期待の上に成り立つことを自覚する。
- (3) 研究者は、研究の実施、研究費の使用及び事務手続きにあたって、法令や関係規則を遵守する。
- (4) 研究者は、研究において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(公正な研究活動)

- (5) 研究者は、研究成果を公表することにより、その成果の社会的な認知を受ける。
- (6) 研究者は、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正を為さず、また加担しない。

II 職員の責務

- (7) 職員は、適正に事務手続きを遂行し、研究活動を支援する。
- (8) 職員は、研究が社会からの信頼と期待の上に成り立つことを自覚する。
- (9) 職員は、研究にかかる事務手続きにあたって、法令や関係規則を遵守する。

III 本学の責務

- (10) 本学は、研究活動を支援し、その成果を社会に還元する。
- (11) 本学は、関係省庁、研究費配分機関及び本学が定める規程等に基づき、研究活動に伴う不正を防止する公正な環境の確立・維持に主体的に関わる。

1. 研究活動における不正の防止について

研究活動は誠実に行われなければならないことは当然であり、決して「不正」は許されません。本学では、「不正」について、(1) 研究費の不正使用と(2) 研究活動における不正行為とに分けて禁止しています。「いずれも「故意又は研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったこと」による場合に認定されることから、意図的ではない場合でも不正とみなされることがあることをご理解ください。

(1) 研究費の不正使用

公的研究費の他の用途への使用又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいいます。不正使用の典型例としては、カラ謝金・カラ給与(謝金・給与の架空請求)、カラ出張(旅費の架空請求)、プール金(還流行為)、二重請求・重複受給、偽装納品、目的外使用、預け金、品名替え(品転)、期ずれ、書類の改竄などがあたります。

(2) 研究活動における不正行為

① 捏造

研究活動において、存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

② 改ざん

研究活動において、研究資料又は過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

③ 盗用

研究活動において、他の者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語をその者の了解又は適切な表示なく流用すること。

④ 研究データの保存の懈怠

研究活動において、研究データ(※)の管理及び保存を著しく怠ることにより、研究成果の第三者による検証可能性を不可能ならしめること。発表した研究成果に対して、不正の疑念が持たれた場合に、その疑念を晴らすことができるように、成果の根拠となった資料などはしっかりと保存してください。

※ 「研究データ」とは：研究活動において使用したもののうち、公表した研究成果に関するものであり、かつ、研究者が自らの研究成果の第三者による検証可能性を確保するために必要とされる文書、数値データ、画像等の「資料」や、実験試料、標本等の「試料」のことをいいます。

⑤ 二重投稿

同一内容の論文を既に公表した紀要、雑誌又は書籍等とは異なるところに発表すること。ただし、再録である旨を明確に表示した上で公表することを除きます。

⑥ 不適切なオーサーシップ

論文の作成になんらか関与又は貢献していない者が、執筆者又は共同執筆者として名前を連ねること、及び論文の作成に関与又は貢献した者が、執筆者又は共同執筆者として名前を連ねないこと。

2. その他の研究活動における研究倫理上の留意点について

(1) 利益相反への対処

利益相反とは、利害（利益と責務）が対立する状況のことを指します。研究活動における利益相反には、大きく分けて以下の3つがあります。

- ・ 個人としての利益相反：個人が得る利益と大学における研究や教育に対する責任の相反など
- ・ 研究機関としての利益相反：研究機関が得る利益と研究機関の社会的使命の相反など
- ・ 責務相反：個人の対外的職務遂行責任と研究機関での職務遂行責任の相反など

利益相反状態にあることにより、結果として異なる利害により研究にバイアスを生じさせたり、教育活動に悪い影響が出る場合があります。また、研究機関に対する社会からの信頼が失われる危険性もあります。

本学では、利益相反状態が生じること自体を禁じるものではなく、利益相反による悪影響があると外部から疑いをもたれる状況が生じないよう適切な対処を行うことを研究者の方々に求めています。

(2) 守秘義務について

研究活動における守秘義務とは、研究調査の対象である者から得た個人情報、及び公開されないことを前提として提供された情報を、公開しないことをいいます。

なお、個人情報とは、氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものを指します。特に研究のためのアンケート調査等で要配慮個人情報（※）を取り扱う場合は、必ず本人の同意が必要です。

※ 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分（「非嫡出子」など、ある個人にその境遇として固着して、一生の間、自らの力によって容易にそれらから脱し得ないような地位を意味します。単なる職業的地位や学歴は含みません）、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報のことをいいます。

3. 本学における研究関連規程について

(1) 基本方針

研究教育開発推進に関する指針

國學院大學研究活動に関する行動規範

國學院大學利益相反マネジメントポリシー

(2) 規程

國學院大學公的資金の運営・管理に関する規程

本学における補助金等の公的資金に関する重要事項を定め、公的資金の厳正かつ適正な運営・管理を図ることを目的とした規程

國學院大學公的研究費の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応に関する規程

公的研究費の運営及び管理における不正な使用並びに公的研究費による研究活動における不正な行為の防止及び対応に係る体制及び取り組みについて定めた規程

國學院大學公的研究費の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応に関する細則

公的研究費の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応に関して、細目を定めた規程

國學院大學における研究活動による研究データの保存及び開示に関する細則

研究活動により生み出された研究データの保存及び開示について細目を定めた規程

國學院大學研究倫理委員会に関する規程

本学に研究倫理委員会を設置するとともに、利益相反・守秘義務等研究倫理に関連する事項を定め、本学における研究倫理を確立するための体制を整備することを目的とした規程

國學院大學利益相反マネジメント規程

國學院大學利益相反マネジメントポリシーに基づき、本学において、研究活動を行う教職員が産学官連携活動その他の社会貢献活動に関与する場合に、利益相反を適正に管理するため必要な事項を定めることを目的とした規程

ヒトを直接対象とする研究等及びヒト由来試料研究等に関する規程

本学の研究者が、ヒトを直接対象とする研究及び実験又はヒト由来試料を対象とする研究及び実験を行うに際し、必要な事項を定めるとともに当該研究の実施に当たっての倫理的、法的、社会的な適正性を確保することを目的とした規程。

國學院大學における共同研究等に関する規程

国、独立行政法人、地方公共団体、国立大学法人、企業、研究所又はその他の外部の研究機関から研究経費又は研究員を受け入れて行われる共同研究及び受託研究につき、本学における取扱いについて必要な事項を定めることを目的とした規程

國學院大學職務発明等に関する規程

本学の教職員等が行った発明等の取扱いについて規定し、その発明者等の権利を保護することにより、発明等の奨励及び研究意欲の向上を図り、もって学術研究成果による社会的貢献及び学術研究の振興に資することを目的とした規程。

公的研究費の不正使用に関与した取引業者に対する取引停止等の取扱要領

学校法人國學院大學固定資産及び物品調達規程第6条及び國學院大學公的研究費の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応に関する規程第21条に基づき、公的研究費の不正使用に関与した取引業者に対し、取引停止その他の措置を講ずる場合の取扱いについて定めるもの。